

全日本実業団剣道連盟規約（案）

改正要旨

- 第 4 条 地域連盟の支援
- 第 5 条 名誉会員の条を削り，第 1 2 条名誉会長以下に統合
- 第 1 0 条 顧問，参与を第 1 2 条に統合
- 第 1 1 条 会長，副会長は理事の互選
- 第 1 2 条 名誉会長以下の定
- 第 1 6 条 理事監事の選任方法
- 第 1 8 条 役員^の任期と名誉会長以下の任期
- 第 2 1 条 会長^の総会の権限に一部改正
- 第 2 4 条 理事会の構成議決の第 2 2 条準用
- ◎ 地域連盟に対する規定削除

以 上

全日本実業団剣道連盟規約

第一章 総則

(名称)

第一条 本連盟は全日本実業団剣道連盟と称する。

(目的)

第二条 本連盟は剣道を道じて産業人の人格と、体位の向上及び相互の親睦を計り、もつてわが国の産業振興に寄与することを目的とする。

(所在地)

第三条 本連盟の所在地は、東京都千代田区有楽町一丁目九番地第一生命館内とする。

(事業)

第四条 本連盟はその目的達成のため左の事業を行う。

1. 全日本実業団剣道大会。
2. 地域別実業団剣道大会
3. その他必要と認められた事項。

第二章 会員

(会員の種類)

第五条 本連盟の会員は左に掲げるものである。

1. 正会員
2. 名誉会員
3. 賛助会員

(正会員)

第六条 正会員は企業または企業の事業所に属する剣道部とする。

(名誉会員)

第七条 理事会の決議により本連盟に貢献のあつた団体または個人ならびに斯道の権者を名誉会員として遇することができる。

前項の決議は毎三年目に更改するものとする。

理事は会員総会において選出する。

(監事)

第一六条 監事は本連盟の経理を監査する。

監事は会員総会において選出する。

(幹事)

第一七条 監事は理事長の指名により会長これを選任する。幹事は理事長を輔けて会務の運営にあたる。

(任期)

第一八条 役員は任期は選任された年次の全国大会終了のときから、翌年の年次大会終了のときまでとする。補欠役員は任期は前任者の残任期間とする。

第四章

(会議の区分)

第一九条 本連盟の会議は会員総会及び理事会とする。

(会員総会)

第二〇条 会員総会は本連盟の最高議決機関であつて、年一回会長これを召集する。但し必要がある場合会長は臨時にこれを召集することができる。

(会員総会の権限)

第二一条 会員総会は左の権限を有する。

1. 理事監事を選出すること。
2. 会務の報告をうけること。
3. 決算を承認すること。
4. 会費その他会員の負担を決定すること。
5. 本連盟規約の改廃を議決すること。

(会員総会の議決)

第二二条 会員総会の成立には会員過半数の出席を必要とする。

但し他の出席する会員に委任するときは出席とみなす

会員総会の決議は出席者の多数決による。

(理事会)

第二三条 理事会は本規約に定めたる権限を行う他、会務の運営につき協賛する。

理事長は必要により臨時理事会を召集する。

(理事会の構成及び議決)

第二四条 会長、副会長は理事会の構成員として議事に参加する。理事会の議決については第一八条の規定を準用する。理事長は文書をもつて各理事に諮ることにより、理事会の召集を省略することができる。

(役員外の会議出席)

第二五条 理事長が必要と認められた場合は、役員以外の関係者を理事会に出席せしめ、出席理事の承認を得て意見を述べさせることができる。

第五章 経理

(収入)

第二六条 本連盟の経費は入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもつてこれにあてる。入会金及び会費の変更は理事会の提案にもとずき会員総会において決定する。経理の運営の細部については別に定める。

(会計年度)

第二七条 本連盟の会計年度は毎年四月一日に始まり三月三十一日に終る。

第六章 地域連盟

(組織及び権限)

第二八条 本連盟の加盟団体は、理事会の承認を得て別項に

(賛助会員)

第二八条 理事会の決議により、本連盟の目的と事業に賛同して定額の賛助をする団体または個人を賛助会員とする。

(入会)

第二九条 第六条に定める資格を有するものが入会しようとするときは、理事会の承認を得ることを要する。

(会員の権利)

第三〇条 正会員は会員総会に出席して議事に参加することができる。

第三章 役員

(役員)

第三一条 本連盟に左の役員をおき名誉職とする。

会長	一名	副会長	若干名
顧問	若干名	参与	若干名
理事長	一名	理事	若干名
監事	若干名	幹事	若干名

(会長、副会長)

第二二条 会長は本連盟を統理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(顧問、参与)

第二三条 顧問は本連盟の最高諮問機関とし、参与は重要事項につき会長の諮問に応ずる。

(理事長)

第二四条 理事長は会務一般を主宰する。

(理事)

第二五条 理事は理事会を組織し会務を遂行する。

定める地域連盟を組織し、本連盟規約第四条第一号に掲げるに掲げる地域別実業団剣道大会を行うことができる。
前項の地域は北海道、東北、関東、中部、近き、中国、四国及び九州とする。
第二十九条 本連盟が必要と認めたる場合は、地域連盟に対して援助することができる。

第七章 雑 則

(規約の改廃)

第三〇条 本連盟規約の改廃は理事会の提案にもとずき会員総会において決定する。

(会員の失格)

第三一条 会員は会費の納入を怠り、又は会員たるの名誉を毀損し損したる場合は、理事会の決議により会員の資格を失う。

前項の決議は次回の会員総会に付議して承認を求めねばならない。

以上

昭和三十三年 九月二〇日改正
昭和三十九年十一月 七日改正